

様式第1号(規格 A4) (第4条関係)
(令8告示30・一部改正)

(表)

年 月 日

みどり市長 様

みどり市地方就職支援金支給申請書

みどり市地方就職支援金の支給を受けたいので、みどり市地方就職支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ				生年月日	
氏名				年 月 日	
住所	〒	電話番号			
メールアドレス					
大学等・学部					
申請金額	合計金額 (A+B)				
内訳	交通費補助(A)	円	移転費補助(B)	円	

2 就業先

企業情報	企業名				
	所在地				
	就職活動等実施場所				
面接・試験日	年 月 日				
内定日	年 月 日				

3 移動経路(往復)

日付	交通機関の 名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

(裏)

4 確認事項

(1) 移住元・移住先情報

移住元住所 (大学生・大学院生時の住所)	〒
移住先住所 ※申請者情報における住所と 同じ住所であること	〒

(2) 移住にかかった費用

日付	移住するために利用した方法 (引越し業者・レンタカー等)	費用

(3) 確認事項 ※該当する欄に○を付けてください。

本市への転入日から5年以上継続して 本市に居住する意思について	意思がある	意思がない
------------------------------------	-------	-------

注 「意思がない」場合は、就職支援金の支給の対象となりません。

5 添付書類

- (1) 様式第1号(別紙1)「みどり市地方就職支援金に関する誓約事項」
- (2) 様式第1号(別紙2)「みどり市地方就職支援金支給事業における個人情報の取扱い」

様式第1号(別紙1)

みどり市地方就職支援金に関する誓約事項

- 1 みどり市地方就職支援金の支給に関して、みどり市から報告や立入調査を求められた場合には、速やかに応じます。
- 2 次に掲げる場合に該当するときは、みどり市地方就職支援金支給要綱第6条の規定に従い、既に支給を受けたみどり市地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽による申請をしたことが判明した場合 (返還額：既に支給を受けた額の全額)
 - (2) 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就職を行わなかった場合 (返還額：既に支給を受けた額の全額)
 - (3) 申請日から1年以内にみどり市に転入しなかった場合 (返還額：既に支給を受けた額の全額)
 - (4) 要件を満たす職を就職から1年以内に辞した場合(その退職から3か月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。) (返還額：既に支給を受けた額の全額)
 - (5) 転入日から3年未満にみどり市以外の市区町村に転出した場合 (返還額：既に支給を受けた額の全額)
 - (6) 転入日から3年以上5年以内にみどり市以外の市区町村に転出した場合 (返還額：既に支給を受けた額の半額)
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

(署名) _____

様式第1号(別紙2)

(令8告示30・一部改正)

みどり市地方就職支援金支給事業における個人情報の取扱い

みどり市は、みどり市地方就職支援金の支給に際して得たあなたの個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に基づき適切に管理の上、本事業の実施のために利用します。

また、みどり市は、群馬県又は他の都道府県による地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村へあなたの個人情報を提供し、又は国、都道府県、他の市区町村からあなたの個人情報を取得する場合があります。

上記の内容を確認し同意します。

年 月 日

(署名) _____

様式第 2 号(規格 A4)(第 4 条関係)
(令 8 告示 30・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

所在地 _____

企業名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

担当者 _____

就職先企業による証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
移住先地域内での 就職の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就職している（予定も含む。）
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費を支給をしていない。 <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない。

みどり市地方就職支援金の支給に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みどり市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号(規格 A4)(第5条関係)
(令8告示30・一部改正)

年 月 日

様

みどり市長



みどり市地方就職支援金支給決定通知書

次のとおりみどり市地方就職支援金の支給を決定しましたので、みどり市移住支援金支給要綱第5条の規定により通知します。

支給額 _____円
(内訳)交通費 _____円
移転費 _____円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに数日かかる場合がございます。

※就職支援金は、御登録いただいた次の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 みどり市は、みどり市地方就職支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽による申請をしたことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に要件を満たす職への就職を行わなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内にみどり市に転入しなかった場合：全額
 - ・申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合(その退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く。):全額
 - ・転入日から3年未満でみどり市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・転入日から3年以上5年以内にみどり市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 みどり市は、みどり市地方就職支援金の適切な支給を確保するため、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行う場合があります、その報告及び立入調査に応じなかったときは、虚偽による申請をしたものと推定して(備考)1に記載した内容の返還請求を行うことがあります。